. . . . . . . . . . . . . . .



••••••

## 1. まちづくりを推進する体制づくり

### (1) 市民参加のまちづくり

- ・広報やホームページなど、多様な情報伝達手段の充実を図り、市民への都市計画に関する情報 提供に努めます。
- ・個別分野の計画策定や事業の検討にあたっては、説明会や公聴会、パブリックコメント、ワークショップ\*などを活用し、市民のまちづくりへの参加を促進します。
- ・まちづくり出前講座やセミナー、啓発活動などにより、市民のまちづくりに対する意識の醸成 を図ります。

### (2) 協働 \* によるまちづくり

- ・本計画で掲げる「目指すべき都市のすがた」を実現するために、市民や行政、事業者等が、目 指す都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じた協働によるまちづくりを推進します。
- ・「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」に基づき、市民が主体となったまちづく りを推進します。

#### 【参考】市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例 第3条

#### (基本理念)

- 1 まちづくりは、市民参画並びに市民と市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進されなければならない。
- 2 市民と市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わし合い、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとする。
- 3 市民参画は、市民の多様な価値観に基づく提案又は意見(以下「提案等」という。)に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。
- 4 市民参画の機会は、平等に保障されなければならない。
- 5 市民と市は、市民主体のまちづくりを推進するために情報の共有を図らなければならない。

## 2. まちづくりの推進

### (1)都市計画マスタープランの周知と活用

- ・都市計画マスタープランを、都市計画分野の基本的な指針として広く周知し、活用することで 全市域が一体となった都市づくりを推進します。
- ・都市計画の決定や変更については、都市計画マスタープランに記載の方針に基づいて行います。

### (2) 新発田市の特性に応じた規制や誘導

- ・本市に適した各種手法を活用し、地域の特色に応じたまちづくりを推進します。
- ・土地利用に関する規制・誘導に加え、「景観計画\*」などの個別の計画に基づく多様な規制・誘導手法を活用したまちづくりを推進します。
- ・地域が主体となって行うまちづくりへの支援や、多様な主体が参画し協働する体制の整備を推進し、地域の特性に応じたまちづくりを促進します。

### (3) 関係機関との連携による事業の推進

- ・「目指すべき都市のすがた」の実現に向けて事業を進めるには、都市計画はもとより、産業や環境、 教育、文化、福祉など、庁内の各部局との連携が必要です。
- ・都市計画マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画\*との連携により、将来の社会情勢に対応した「コンパクトプラスネットワーク\*」のまちづくりを推進します。
- ・道路や河川・海岸など本市が単独で推進することが困難な事業や、広域的な観点から調整を要するものは、国や県および近隣市町との連携によりまちづくりを推進します。

# 3. 都市計画マスタープランの進行管理

### (1)都市計画マスタープランの見直し

・都市計画マスタープランは、現時点でのまちづくりの課題や見通しを踏まえて、長期的な都市の将来像を示した計画です。そのため、計画期間中に社会情勢の変化による新たな課題が発生した場合や、上位計画の変更等があった場合等、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

### (2) 都市計画マスタープランの進行管理

- ・都市計画マスタープランは、長期的な都市の将来像を示したものであり、進行管理にあたっては、 行政評価 \* システムを活用します。
- ・行政評価結果を公表することで、行政の透明性の確保と市民起点に立った行政運営を行うとと もに、効率的、効果的に計画を推進します。
- ・県と連携協力し、国勢調査や各種統計データを踏まえた「都市計画基礎調査」等を定期的に実施することで、都市活動の状況や動向の把握を行います。